

● 平成23年8月1日より雇用保険関係の支給限度額が変わります。

(1) 基本手当日額

ア. 基本手当日額の最低額の引上げ

1, 600円→1, 864円 (+264円)

イ. 基本手当日額の最高額補引上げ

① 60歳以上65歳未満 6, 543円→6, 777円 (+234円)

② 45歳以上60歳未満 7, 505円→7, 890円 (+385円)

③ 30歳以上45歳未満 6, 825円→7, 170円 (+345円)

④ 30歳未満 6, 145円→6, 455円 (+310円)

(2) 高年齢雇用継続給付

ア. 支給限度額 327, 486円→344, 209円

イ. 最低限度額 1, 600円→1, 864円

ウ. 60歳到達時等の賃金月額

上限額 436, 200円→451, 800円

下限額 60, 000円→69, 900円

(3) 育児休業給付

支給限度額 上限額 204, 750円→215, 100円

下限額 30, 000円→34, 950円

(4) 介護休業給付

支給限度額 上限額 163, 800円→172, 080円

下限額 24, 000円→27, 960円

● 国税庁からの源泉所得税の改正のあらましについて

1. 自家用車通勤についての注意事項 (平成24年1月1日以降支給分から適用)

現在、自動車等を使用して通勤する方の通勤手当は、その通勤距離に応じて1ヶ月あたり一定金額(距離比例額)までが非課税扱いとされています。

その上で、片道の距離が15km以上である方については、運賃相当額が距離比例額を超える場合には、運賃相当額(最高月額10万円)までが非課税とする措置が設けられますが、今回の改正でこの措置が廃止されることになりました。

これにより、通勤手当の金額が距離比例額を超える場合には、その距離比例額を超える金額は課税対象となりますので注意が必要です。

2. 生命保険料控除について

年末調整の生命保険料控除は今まで、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除の2種類でしたが、平成24年分以降は介護医療保険料控除が新設さ、各々の控除の適用限度額が4万円(合計適用限度額12万円)になります。